

平成25、26年度 上越市スポーツ推進審議会委員

No	役職	氏名	団体等	第3条 第2項
1	委員長	松縄 武彦	一般財団法人上越市体育協会	(4)
2	副委員長	金子 英子	上越市スポーツ推進委員会	(4)
3	委員	加藤 泰樹	国立大学法人上越教育大学	(1)
4	委員	大塚 俊明	高等学校体育連盟(高田高等学校長)	(2)
5	委員	佐久間 俊明	中学校長会(八千浦中学校長)	(2)
6	委員	山崎 美枝子	小学校長会(豊原小学校長)	(2)
7	委員	木原 暉	(牧区・剣道)	(3)
8	委員	小日向 俊郎	(合併前上越市・野球)	(3)
9	委員	佐藤 浩子	(合併前上越市・水泳)	(3)
10	委員	陸 恵利子	上越市運動普及推進員協議会	(4)
11	委員	田村 廣美	上越市レクリエーション協会	(4)
12	委員	松井 和代	総合型地域スポーツクラブ (NPOさんわスポーツクラブ)	(4)
13	委員	宮下 義嗣	施設管理(リージョンプラザ館長)	(6)
14	委員	塚田 常男	(合併前上越市・スキー)	(6)
15	委員	深石 圭	(板倉区・バレーボール)	(6)

平成 26 年度 第 3 回 上越市スポーツ推進審議会 次第

日 時 平成 27 年 2 月 25 日 (水) 午前 10 時から
会 場 上越市教育プラザ 202 会議室

1 開 会

2 あいさつ 松縄委員長

3 議 題

(1) 平成 26 年度スポーツ推進事業実施状況

- 平成 26 年度予算執行状況 資料 1
- 主な事業推進報告 資料 2
- 平成 26 年度施策成果 資料 3

(2) 今後の上越市スポーツ推進策の展望

- 生涯スポーツの視点から 資料 4
- 競技スポーツの視点から
- スポーツ環境の整備の視点から

(3) その他

4 そ の 他

- ・次期上越市スポーツ推進審議会委員

5 閉 会 國元課長

平成26年度 上越市教育委員会体育課 予算執行状況 (H27.1現在)

《目標を達成するための事業等》

単位:千円

	予算額①	見込額②	比較①-②
子どもの体力づくり教室・指導者養成研修会	285	269	16
ニュースポーツ、健康体力づくり運動の普及	720	720	0
一般スポーツ活動推進事業 (事業支援、大会等の開催)	29,384	29,377	7
少年スポーツ活動育成事業 (各種教室・大会の開催)	1,707	1,671	36
総合型地域スポーツクラブの育成	179	179	0
スポーツ活動サポート事業	4,466	4,466	0
スポーツ推進審議会	262	144	118
少年スポーツ活動育成事業 (ジュニアの競技力向上)	6,215	6,215	0
一般スポーツ活動推進事業 (アスリート育成、指導者育成)	2,480	2,480	0
スポーツ推進委員	2,048	1,576	472
スポーツアドバイザー事業	54	42	12
学校体育施設開放事業	6,269	5,663	606
体育施設整備事業	173,289	158,735	14,554
体育施設管理運営事業	261,753	221,961	39,792
オールシーズンプール管理運営	38,708	30,207	8,501
※保健体育総務費(諸経費)			
	5,554	5,523	31

平成26年度主な事業推進

生涯スポーツの充実	◆子どもの体力づくり教室・指導者養成研修会	・指導者養成研修会【2回実施】 ・親子体力づくり実践教室【4回実施】
	◆ニュースポーツ、健康体力づくり運動の普及	・ニュースポーツ教室、健康体操教室【16,781人参加】 ・スポーツリーダー養成講習会【4回実施】 ・体力測定会【208人参加】
	◆一般スポーツ活動推進事業 (事業支援及び教室・大会の開催)	・特色ある多様なスポーツ事業の支援 ・手軽に参加しやすいスポーツ教室や大会等の開催 【えちご・くびき野100kmマラソンをはじめ41件の教室大会補助】
	◆少年スポーツ活動育成事業 (各種教室・大会の開催)	・各種教室や大会の開催 【少年スポーツ大会交付金、各区ジュニアスポーツ教室支援】 ・青少年のスポーツ活動を支援【ジュニアスポーツ育成補助金】
競技スポーツの発展	◆スポーツ活動サポート事業	・小中学校の課外活動や部活動、地域スポーツ活動に外部指導者派遣【小学校341回 中学校1,079回 地域10回】
	◆少年スポーツ活動育成事業 (ジュニアの競技力向上と指導者育成)	・ジュニアトップアスリート育成強化補助金制度新設【4団体へ】 ・スポーツ振興奨励金制度【申請159件】
	◆一般スポーツ活動推進事業 (アスリート育成強化、指導者発掘・育成)	・アスリート育成強化及び指導者養成・顕彰のための補助事業 ・小中高一貫指導システムの実践(モデル競技団体の拡充)
スポーツ環境の整備	◆スポーツ推進審議会 (スポーツ推進策の調査・審議)	・スポーツ推進審議会の開催【3回実施】 ・上越市総合教育プランに基づくスポーツ推進策の検討
	◆総合型地域スポーツクラブの育成	・未設置地区に総合型地域スポーツクラブ設立の準備 ・既存の総合型地域スポーツクラブの活動支援
	◆スポーツ推進委員 (企画・立案、連絡調整)	・「スポーツ機関との連絡調整」の役割充実【推進委員66名】 ・健康・体力作り運動普及の企画・実施・出前講座の実施
	◆スポーツボランティア登録制度	・米山山麓ロードレース大会、高田城ロードレース大会、新潟県縦断駅伝競走大会等主要イベントに参加【19名登録】
	◆スポーツアドバイザー事業	・上越市出身の空手選手古川哲也氏をスポーツアドバイザーに委嘱し実技指導や講演会の実施【空手教室実施】
	◆学校体育施設開放事業	・市内の小中学校(52校)及び中学校(22校)の体育施設を、学校教育に支障のない範囲で市民に開放【514,161人利用】
	◆体育施設整備事業	・快適な利用を促進しスポーツ振興を図るため、老朽化した施設の改修及び設備の充実
	◆体育施設管理運営事業	・安全かつ快適にスポーツ活動に取り組む施設環境の提供 (※指定管理運営業務委託料を含む)
	◆オールシーズンプール管理運営	・オールシーズンプールの管理運営 ・施設の円滑な運営及び適切な維持管理【84,285人利用】

上越市総合教育プラン第3期実施状況

基本計画1-1 地域が主体のスポーツ・レクリエーション活動の推進

■施策1 「生涯スポーツの充実」

■目標

子どもから高齢者まで、すべての人がライフステージに応じたスポーツ活動に参加できるようにスポーツ機会の充実を図るとともに、市民が主体的に参画するスポーツ団体を支援し、ふれあいの輪が広がる活動を推進します。

■成果指標

評価内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
スポーツイベントの参加率を上げる。 ※参加率＝年間のイベント参加者/人口 (24年度実績 27.8%)	参加率を 30%以上に する。	参加率を 30%以上に する。	参加率を 30%以上に する。
市内の総合型地域スポーツクラブ、体育協会 に所属する会員数 (24年度実績 25,488人)	25,800人	25,900人	26,000人

■達成状況 (見込み)

平成26年度評価	成果	達成見込
スポーツイベントの参加率 ※参加率＝年間のイベント参加者/人口	26.9%	×
市内の総合型地域スポーツクラブ、体育協会に所属する 会員数	25,127人	×

■施策2 「競技スポーツの発展」

■目標

オリンピックに出場するなどトップレベル選手の輩出は市の誇りとなります。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において活躍が期待される年代の選手の育成及び指導体制の強化を図ります。

■成果指標

評価内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
中高校生の北信越大会の出場者数 (24年度実績80人)	85人	90人	95人
小中高校生の全国大会出場者(※1)および 国体出場者の数(※2) (24年度実績134人)	140人	145人	150人

※1 小学生は上越市体育協会の奨励者表彰受賞者であり、全国大会へ出場した者

※2 国体のみ開催年の出場者数とし、他の大会は開催年度ごとの出場者数とする。

■達成状況(見込み)

平成26年度評価	成果	達成見込み
中高校生の北信越大会の出場者数	186人	○
小中高校生の全国大会出場者および国体出場者数	102人	×

■施策3 「スポーツ環境の整備」

■目標

身近な施設の有効活用や利用しやすいシステムづくりに努めるとともに、住民が自主的に参加できるスポーツ環境の整備及びスポーツに関する情報提供の充実に努めます。

■成果指標

評価内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
体育課が所管する体育施設と学校体育施設開放の人口1人当たりの年間利用回数 (24年実績 6.69回/人)	6.87回/人	6.96回/人	7.05回/人
ニュースポーツ、出前講座、体力測定会の参加者を15,000人以上にする。 (24年度実績 15,111人)	年間参加者を15,000人以上にする。	年間参加者を15,000人以上にする。	年間参加者を15,000人以上にする。

■達成状況（見込み）

平成26年度評価	成果	達成見込み
体育課が所管する体育施設と学校体育施設開放の人口1人当たりの年間利用回数	7.39回/人	○
ニュースポーツ、出前講座、体力測定会の参加者数	16,989人	○

平成26年度施策(事業)

平成27年度施策(事業)

	平成26年度施策(事業)	平成27年度施策(事業)
生涯スポーツの充実	少年スポーツ活動育成事業 ○子どもの体力づくり教室と指導者養成研修会 ・指導者養成研修会 ・親子体力づくり実践教室 ・子どもの体力づくり巡回教室 ○少年スポーツ育成事業 ・ジュニアスポーツ活動補助金 ○各種スポーツ教室、大会等の開催 ・少年スポーツ大会等交付金 ・ジュニアスポーツ教室	少年スポーツ活動育成事業 ○子どもの体力づくり教室と指導者養成研修会 ・指導者養成研修会 ・親子体力づくり実践教室 ・子どもの体力づくり巡回教室 ○少年スポーツ育成事業 ・ジュニアスポーツ活動補助金 ○各種スポーツ教室、大会等の開催 ・少年スポーツ大会等交付金 ・ジュニアスポーツ教室
	一般スポーツ活動推進事業 ○スポーツ教室、大会の開催、各種補助事業 ・各種スポーツ大会の開催 ・各地区のスポーツイベント補助 ・地区のスポーツ教室開催	一般スポーツ活動推進事業 ○スポーツ教室、大会の開催、各種補助事業 ・各種スポーツ大会の開催 ・各地区のスポーツイベント補助 ・地区のスポーツ教室開催 ・ドリームベースボールの開催新規
	地域スポーツクラブ育成事業 ○ニュースポーツ、健康・体力づくり運動普及 ・ニュースポーツ、健康体操 ・スポーツリーダー養成講習会 ・体力測定会	地域スポーツクラブ育成事業 ○ニュースポーツ、健康・体力づくり運動普及 ・ニュースポーツ、健康体操 ・スポーツリーダー養成講習会 ・体力測定会
競技スポーツの発展	地域スポーツクラブ育成事業 ○スポーツ活動サポート事業 ・小学校への外部指導者派遣 ・中学校への外部指導者派遣 ・地域へ指導者派遣	地域スポーツクラブ育成事業 ○スポーツ活動サポート事業 ・小学校への外部指導者派遣 ・中学校への外部指導者派遣 ・地域へ指導者派遣
	少年スポーツ活動育成事業 ○少年スポーツ育成事業、育成団体への補助 ・ジュニアトップアスリート育成強化補助金制度 ・スポーツ振興奨励金 ・少年スポーツ育成団体支援	少年スポーツ活動育成事業 ○少年スポーツ育成事業、育成団体への補助 ・ジュニアトップアスリート育成強化補助金制度 拡充 ・スポーツ振興奨励金 ・少年スポーツ育成団体支援
	一般スポーツ活動推進事業 ○アスリート育成強化、指導者養成補助事業 ・アスリートの育成強化支援 ・スポーツ指導者養成事業補助	一般スポーツ活動推進事業 ○アスリート育成強化、指導者養成補助事業 拡充 ・アスリートの育成強化支援 ・スポーツ指導者養成事業補助
スポーツ環境の整備	地域スポーツクラブ育成事業 ○総合型地域スポーツクラブの育成 ・既存総合型地域スポーツクラブの活動支援 ・未設置地区に地域スポーツクラブ設立準備	地域スポーツクラブ育成事業 ○総合型地域スポーツクラブの育成 ・既存総合型地域スポーツクラブの活動支援 ・未設置地区に地域スポーツクラブ設立準備
	保健体育総務費 ○スポーツ推進審議会 ・スポーツの推進に関する事項について審議 ○スポーツ推進委員 ・スポーツの推進役、関係機関との連絡調整 ・健康・体力づくり運動普及の企画・実施 ・出前講座 ○スポーツボランティア登録制度 ・運営補助に協力しスポーツ活動へ参画 ○スポーツアドバイザー事業 ・優秀選手からの実技指導等で意識を高揚	保健体育総務費 ○スポーツ推進審議会 ・スポーツの推進に関する事項について審議 ○スポーツ推進委員 ・スポーツの推進役、関係機関との連絡調整 ・健康・体力づくり運動普及の企画・実施 ・出前講座 ○スポーツボランティア登録制度 ・運営補助に協力しスポーツ活動へ参画 ○スポーツアドバイザー事業廃止
	学校体育施設開故事業 ・スポーツ活動の継続的な活動促進	学校体育施設開故事業 ・スポーツ活動の継続的な活動促進
	体育施設整備事業 ・老朽化した施設の改修及び設備の充実	体育施設整備事業 ・老朽化した施設の改修及び設備の充実
	体育施設管理運営費 ・所管94施設の安全な環境提供	体育施設管理運営費 ・所管94施設の安全な環境提供
	オールシーズンプール管理運営費 ・施設の円滑な運営及び適切な維持管理	オールシーズンプール管理運営費 ・施設の円滑な運営及び適切な維持管理

○上越市スポーツ推進審議会条例

昭和46年4月29日
条例第48号

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、上越市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) 法第35条の規定により補助金の交付について意見を述べること。
- (3) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (4) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (5) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (6) スポーツ団体の育成に関すること。
- (7) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (8) スポーツによる事故防止に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(委員)

第3条 審議会委員(以下「委員」という。)の定数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。この場合において、教育委員会は、市長の意見を聞かなければならない。

- (1) スポーツに関する学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) スポーツを実践し、その活動に顕著な実績が認められる者
- (4) スポーツ団体の代表者
- (5) 公募に応じた市民
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

3 前項第2号の委員は、その職を辞したときは、委員を辞任するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 3人以上の委員から会議に付議すべき事案を示して、審議会の招集について請求があったときは、委員長はこれを招集しなければならない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告)

第7条 委員長は、会議の結果を直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員が審議会に出席したときは、別に条例の定めるところにより報酬を支給する。ただし、第3条第2項第2号に該当する委員については、この限りでない。

2 委員が職務のため旅行したときは、別に条例の定めるところによりその費用を弁償する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第42号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の上越市スポーツ振興審議会条例(以下「改正前条例」という。)第4条第2項の規定により任命されている上越市スポーツ振興審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の上越市スポーツ推進審議会条例(以下「改正後条例」という。)第3条第2項の規定により上越市スポーツ推進審議会(以下「新審議会」という。)の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、改正後条例第4条第1項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に改正前条例第6条第1項の規定により選任された旧審議会の委員長又は副委員長である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、改正後条例第5条第1項の規定により新審議会の委員長又は副委員長として選任されたものとみなす。